

【介護給付費通知の送付について】

1. 介護給付費通知とは

介護給付費通知とは、介護保険のサービスを利用している方へ、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険に対する理解を深めていただくことを目的に送付している通知である。

2. 給付適正化事業の動向

匝瑳市では、これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の5事業を介護給付適正化に向けた主要事業として重点的に取り組んできた。

令和5年9月に国が示した「『介護給付適正化計画』に関する指針」では、これまでの主要5事業から「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプランの点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編することが示された。

【介護給付適正化の主要3事業】

○ 主要3事業

「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」

○ それ以外に積極的な実施が望まれる取組

「給付実績の活用」、「介護給付費通知」

3. 他市町村の状況

本年度（令和6年度）中に、他市が実施した調査によると、調査に回答した県内47自治体中、既に通知を実施していない自治体が25自治体、令和7年度以降廃止を検討している自治体が9自治体と県内自治体の半数以上が、廃止の方向である。

4. 費用

6月発送 計 129,698円

（市内62円 1,867通、市外84円 166通）

11月発送 計 172,080円

（市内81円 1,880通、市外110円 180通）

第9期計画中第4章4（5）②ケアプランの点検等において「利用者にサービス実績を通知」することを挙げており、介護給付費通知回数の成果目標を2回としているが、実施経費に対する効果も踏まえ、事業を廃止するというのも一案である。委員の皆様のご意見を伺いたい。